

最高裁秘書第1062号

令和3年4月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

2月8日付け（同月10日受付、第020936号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

司法修習ハンドブック（2021.2）抜粋（片面で1枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

8 司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について

〔令和2年8月26日司研企二第486号地方裁判所長、
家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会
長宛て司法研修所長通知〕

1 監督の委託を受けた司法修習生について、司法修習生に関する規則（以下「規則」という。）第19条第2項の規定により最高裁判所に対する報告をする場合には、あらかじめ当該司法修習生に対して次の事項を告げた上、弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該司法修習生が所在不明又は心身の故障等により弁明することができないときは、この限りでない。

- (1) 規則第17条第1項第1号、第5号又は第2項に定める事由に該当する疑いのある事実関係
 - (2) 規則第19条第2項の規定による報告の対象とする旨
 - (3) 弁明書の提出先及び提出期限
- 2 規則第19条第2項の規定による報告をする際には、当該司法修習生が提出した弁明書その他の資料（1ただし書により弁明の機会を与えなかったときにおける弁明することができない事情を記載した文書）を併せて送付するものとする。
- ※ なお、集合修習中等において、司法修習生に規則第17条第1項第1号、第5号又は第2項に当たる事由があると認め、司法研修所長が規則第19条第1項の規定により最高裁判所に報告する場合にも、上記と同様の弁明の機会が与えられる。